市長定例記者会見 概要

■日時:令和2年6月2日(火)午前11時から午後0時12分まで

■場所:市庁舎5階第4会議室

■相手方出席者: 神奈川新聞社、朝日新聞社、読売新聞社、毎日新聞社、共同通信社、 テレビ神奈川、ジェイコム湘南・神奈川、時事通信社、日本経済新聞社、 タウンニュース社

■市側出席者:市長 桐ケ谷 覚、副市長 柏村 淳、経営企画部長 福井 昌雄、経営企画部担当部長 福本 修司、総務部長 田戸 秀樹、市民協働部長 岩佐 正朗、福祉部長 須藤 典久、環境都市部長 石井 義久、環境都市部担当部長 芳垣 健夫、教育部長 村松 隆、消防長 林 行雄

■陪席者:企画課長 仁科 英子、広聴広報係長 西 久美子

■配付資料

- ・令和2年逗子市議会第2回定例会の招集について
- ・新型コロナウイルス感染症対策による、市立小・中学校の臨時休業等により学校給食が 提供されていない期間の就学援助受給者等への昼食費の補助に係る補正予算
- ・新型コロナウイルス感染症対策 子ども・子育て支援施設及び事業の感染拡大防止を図るための物品を購入、配布します
- ・新型コロナウイルス感染症対策 放課後児童クラブの保育料の減免等を行います
- ・GIGA スクール構想の実現に向けた児童・生徒一人 1 台の情報端末の整備のための補正 予算について
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策中の飲食店等はステッカー等で店頭に表示します
- ・新型コロナウイルス拡大防止対策 図書館のサービス開始予定について
- ・鎌倉市・逗子市・葉山町での海水浴場の開設断念について
- ・別冊広報ずし(6月1日号)

■内容:下記のとおり

【企画課長】

定刻になりましたので定例の逗子市長記者会見を始めます。まずはじめに市長から発言をさせていただきます。

【市長】

皆さんこんにちは。昨日に引き続きお越しいただいている方もいらっしゃるとは思いますが、本当にありがとうございます。

それでは、6月の第2回定例会の招集についての説明をさせていただきます。

今日は大変議題が多いものですから、議案関係はお手元にお配りしている資料をご覧いた

だいて、できるだけ簡素化してお話しをさせていただきたいと思います。そのあと、逗子市として新型コロナウイルス対策をどのように行っているのか、その中には、昨日発表いたしました海水浴の話もありますけれども、その辺も含めてお話しさせていただきたいと思います。

○令和2年第2回逗子市議会定例会の招集について

本日、令和2年第2回逗子市議会定例会の招集告示をいたしました。案件は、お手元のプレスリリースにありますように、2件の報告、6件の議案を予定しています。

報告第6号は、予算の繰越し、第7号は、逗子市土地開発公社の経営状況というものであります。

議案について簡単にご説明いたします。

議案第40号は、専決処分についての報告であります。第41号は、工事請負契約の締結についての話であります。第42号は、逗子市介護保険条例の一部改正についての提案であります。また、第43号は、逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部改正という議案であります。第44号は、令和2年度逗子市一般会計補正予算についての提案であります。これは、一般会計補正予算の歳出予算のうち、新型コロナウイルス関連で別途3件のプレスリリースをお配りしておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

○小中学校全校の校内通信ネットワーク整備等に要する経費について

その中で5番目のGIGAスクール構想について少しお話しをさせていただきます。

小中学校全部に校内通信ネットワーク整備をするという経費は、すでに2月の令和2年第1回定例会におきまして、補正予算として成立しております。それは、今年度に繰り越しをしている状況です。整備をするにあたっては、まず情報端末の整備が最優先だと私は考えました。これから全国前倒しで整備が始まるわけでありまして、もちろん機材の手当そのものも大変でありますけれども、何よりも通信設備が整っていなければ利用に支障をきたすと考えたところから、6月中に入札を行い、7月には契約を行いたいと考えております。今現在、仕様書、設計図の作成等、準備をしているところでありまして、まずは情報端末の整備を最優先して準備していきたいということであります。

そして、ネットワーク整備工事と並行しまして、児童・生徒一人1台の情報端末の整備につきましては、国の補助が前倒しになっております。逗子市においては国の補助金だけでなく、ここに市単独の予算をもちまして、すべての児童・生徒、教職員に情報端末が整備されるように、今回の議会に補正予算案を提出するものであります。今申し上げましたように、端末の整備やネットワークという工事は、業者数も私が想像するにそれほど多くない。そこに全国市町村の設置が集中するということになりますと、おそらく完了までに相当の時間を要することだというふうに考えましたので、何よりもこの整備を急ぐということで所管のほうに話をしております。

次に、議案第45号につきましては、逗子市介護保険事業特別会計補正予算についてです。

議案につきましては、以上の説明とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、逗子市の取り組みをご説明させていただきます。

○新型コロナウイルス感染症に関する広報について

お手元に黄色い紙があろうかと思います。市民の方々に新型コロナウイルス関連の情報 をお伝えするのは、これを利用しながら行っております。これまでは、例えばホームページ だとかメールだとかということになるわけですけれども、なかなかそれで全世帯に行き届 くということは難しいと考えました。全世帯には、毎月1回広報ずしが配布されます。ただ し、広報ずしは、例えば6月1日までに配布するというときは、原稿締め切りが大体月中で すね。そうしますと今のような状況の中では、日に日に状況が変わっているため、2週間前 の、半月前の情報の整理では到底追いつかないということが考えられます。それで、この黄 色いチラシの第1弾は5月13日に新聞折込で配布させていただきました。これは、市内の 新聞販売店にお願いに行きまして、予算が取れていなかったのでなんとか今回無償で協力 してほしいということから、新聞販売店のご協力で A4 のチラシ両面を配布させていただき ました。しかし、これも15,000軒しか配布できない。逗子市内全部で26,300戸になるわけ でして、半分ちょっとしか新聞折込ではカバーできないということであります。今回の6月 号に関しましては、もともとの広報ずしが準備されております。そこに、ぎりぎりに情報を 整理しまして、これを刷り上げました。これの刷り上げは3日くらい前にやったところであ ります。ご覧いただいてわかるように、広報ずしのページとリンクしておりますので、この 別冊広報の黄色いチラシの中では、本編と比較しながらその情報を確認していただけると いうことを考えました。何よりも、市民の方々の不安になっている気持ちにしっかりと情報 をお届けする。それが、裏を返せば職員の業務の軽減につながります。情報が不備な状態で いると、その問い合わせが殺到するわけです。その問い合わせに振り回される中で業務をす るよりも、伝えるべきことはしっかりと伝えて、これ以外に確認したいことは、それは電話 もあろうとは思いますけれども、そういうことでこの広報を考えました。実は5月16日に 次亜塩素酸水を配付したときに、私も立ち会っていまして、僕はやることがないものですか ら、来られる方々にどうして今日これをお知りになりましたかというのを聞いてみました。 メールでという方が2人、ホームページでという方は1人、それ以外はほとんどがチラシ。 「あの黄色いの」これです。それ以来、僕はもう黄色にすべきだと思いました。新聞折込で ご覧になった方々が、次亜塩素酸水の配付に出てこられた。やはり、情報をどれだけ完璧に 行き渡らせることができるかということが、今の時点で非常に大事なことだと考えており ます。今後とも伝達すべき情報については、適宜この別冊広報の発行をもちまして、市民の 方々にお知らせしていきたいと考えているところであります。

○特別定額給付金について

本市では基準日におきましては、約 27,500 世帯でありました。 5月 11 日からオンライ ン申請の受付を開始いたしました。5月15日には郵送が完了いたしました。実は県内の市 の中では本当に早い方だったと思います。私は一番に出したいと思って、所管にも頑張って もらいました。結果、残念ながら3番目ということになりました。15日は綾瀬市と逗子市 が同日で1位という予想でありました。そうしましたら、綾瀬市が13日に完了と。そうし ましたら、南足柄市と同日で2位だと思っていたら、南足柄は前日の14日に出されまして、 本市におきましては15日、3番目となりました。これを急いだ理由は、事業者は月末にあ る程度のお金が入ってくるとこれだけで相当安心できる。そしてもう一つは、いただけると なった給付金がいつまでたっても届かないと、せっかくのお金の価値もありがたみが消え ていく。かえって不満が募るということを考えますと、いち早くお届けすべきと考えました。 職員は本当に頑張ってくれて、今猛スピードでやっております。6月1日現在の状況であり ますと、オンライン申請が952件、そして郵送による受理件数は約21,000件となりまして、 世帯数に対する受理数は約 78%になりました。本日まで支払い業務を行っている中で、 18,205 件が振り込まれる予定であります。と申しますのは、私どもの方からデータを金融 機関さんの方に送って、そこでまた一週間、どうしても金融機関さんの中での処理の時間を 見なければいけないということを考えますと、2週間程度時間を要するのかなと。実は私は 申請を出して、今朝入金されておりましたので、10 日間で入金されました。これから毎日 すべて処理できる状況になってきます。ピークは越えましたので、この後は順次スピード感 をもってやっていきたいと考えます。今、逗子市におきましては、一日の処理件数が約2,000 件です。ですので、今到着件数が600通くらいです。ピーク時は4,000件、5,000件と届い ておりましたので、日に 2,000 件ではなかなか処理ができなかったわけですが、今は順次処 理のスピードが上がっておりますので、概ね6月15日くらいまでには終了ということにな ろうと予定しております。

○市内事業者への給付金等について

逗子市は 2 本立てになっております。一つは県の自粛要請または休業要請に応じた方々に対する上乗せ給付。これは 20 万円です。もう一方の売り上げが 2 割ダウンした方々に対する応援給付金というのは 10 万円であります。その 20 万円の県の要請に協力された、協力金の方は、77 件今いただいております。小規模事業者応援給付金 10 万円の方ですけれども、これは 118 件今現在いただいております。そのうち個人で事業をされているフリーランスの方、この方々が 27 件含まれております。これは実は議会の承認を得てからのスタートでありましたので、5月 25 日からの受付開始ということで、ちょうど昨日で6日、今日で7日目というところですから、事業者の皆さんは相当スピードを持って申請をされているん

だなというふうに思います。今後まだこれは、8月まで続きますけれども拡大していきたい と考えております。

○公共施設の開館について

緊急事態宣言の解除を受けまして、5月27日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしました。そして、6月1日以降の本市の取組方針を決定いたしました。何よりも、感染リスクが収束したというわけではございませんので、公共施設の開館等に関しましては、今後も、国また県の方針を踏まえまして、3週間ごとに状況を確認して判断をしていきたいと考えているところであります。

公共施設につきましては、原則6月1日、昨日から開館いたしました。段階的に利用を拡大していくという考えであります。開館に当たりましては、施設ごとに必要な感染拡大防止策を講じた上で開館をするということであります。お配りをしています、「図書館のサービス開始予定について」でありますけれども、ここにもありますように、6月1日から入館が始まりました。貸出・返却を行えるようになっています。6月10日から、座席・閲覧席の一部利用ですとか、新聞・雑誌コーナー、おはなしコーナーなどの利用を再開していくということでありますけれども、やはり席に、そして時間に制限を設けさせていただきながら、順次のサービスをしていきたいというところであります。3階の閲覧学習室ですとか、パソコンの専用席というものは、学校の夏休みに合わせて8月の再開を今予定しているところです。

次に、毎年7月中旬から8月いっぱい開場しております、第一運動公園のプールと小坪飯 島公園のプールにつきましては、利用者の健康と安心・安全を最優先に考えまして、プール 運営が困難だという判断のもとに、令和2年度につきましては、一般開場はしないというこ とを決定いたしました。

また、体験学習施設スマイルでは、開館時間を9時から17時と多少短縮をしました。それから、学習室とアトリエのみの一部開館としております。ふれあいスクールにつきましては、休館を延長させていただきました。小学校の通常授業が6月中旬から始まりますけれども、それにあわせて再開をする予定ということであります。これは、室内において3密の防止という大変難しい対策を考えていかなければなりませんので、この利用方法を熟慮しているというところであります。

乳幼児健診事業につきましては、3月から延期をしてまいりました。しかし、6月から再開いたします。感染防止対策のため、会場を保健センターから換気とソーシャルディスタンスが取りやすい、体験学習施設スマイルのスポーツルームの方に変更いたします。

また、文化プラザホール、高齢者センターの二つは、施設の性質に鑑みながら 6 月 30 日まで臨時休館とさせていただきます。その他の施設におきましても、クラスターの発生につながる恐れのある場合、利用を中止するという考えのもと開館いたしました。

○市主催のイベントについて

市主催のイベントにつきましては、不特定多数の参加が見込まれるもの、また一定数の参加が見込まれるスポーツ等は、令和2年8月31日まで原則として中止又は延期とさせていただきます。一定数と申しますのは、屋内において収容率の約50%を考えております。または、100名を超える集団は規制の対象に入り、屋外においては、200名以上集まるものは規制の対象というところであります。

○小・中学校の教育活動の再開について

逗子市立小・中学校につきましては、昨日6月1日から学校における教育活動を再開いたしました。また、6月15日からの通常授業開始に向けて、今現在、段階的に教育活動の再開を行っているところであります。昨日から9日まで、この間は学級を2つのグループに分けまして、午前と午後それぞれのグループが登校しての分散登校というものを行っております。6月10日からは一斉登校を再開いたします。そして、その週末には給食も始まります。給食後、下校するという体制で15日から本格的に授業再開という準備に入っております。

○新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組む飲食店等のステッカー掲示について

私は、逗子における感染者数は今現在、3名ということが発表されておりますが、この3 名をとにかく最後まで死守したい。頑張ります。そして、なおかつ感染は抑えつつ、いかに して経済を回していくか、この相矛盾する課題にやっぱり挑戦していかなければいけない と考えているところです。その中で、飲食店の事業再開ということに関しましては、いかに 感染に注意を払いつつ、経済の再開を願うのかというところでありまして、これには商工会、 逗子市商店街連合会に協力をいただきながら感染症の防止策のガイドラインを作成しまし た。お手元にその内容をお配りしているかと思いますが、そうした内容で市内の飲食店約 370店にガイドラインをお送りさせていただきました。ガイドラインの内容にご賛同いただ けるお店の方々には、こうしたもの(協力店であることが分かるようなステッカー)をお配 りさせていただきます。そして、何よりも外から見てこのお店が対策をとってくれていると 伝わるようにしていきたいと考えているところです。先般テレビで、対策をとっているお店、 それに構わずやっているお店、どちらに行きますかというのをテレビの視聴者にdボタン でアンケートというのをやっていました。それを見たら、僕はちょっと数字が 15,000 人の データだったのか、40,000 人だったか定かではないですけれども、85%が対策をしている 店に行きたい。そんなの関係ないよという人は 15%。やはり、密にしない状態に配慮した お店だということが、店の表で分かる。こういう配慮が、やっぱり逗子の市内あちこちに展 開していきたい。現物はこれです。この大きさでありますけれども、こうしたステッカーと 防止に協力しますという宣言をしていただきたい。これが逗子のお店のあちこちに増えて いくということが、私は元気のもとにつながると考えております。これは商店街、そして飲

食に関わる方々と一緒にまだまだ続くコロナに対しては、まちを上げて取り組んでいるということをアピールしていきたいと考えております。

○海水浴場について

昨日プレスリリースにてご報告させていただきました。2市1町、鎌倉、葉山と一緒に、 逗子も海水浴場の開設を見送るという判断をいたしました。どうしても不特定多数の方が 集まり、また来るまでの道中、電車にしろ、さまざまな場所で密になることが想定される。 そして海水浴となりますと、着替えをする、食事をする、そうしたことからどうしても密に なるのは避けられないと考えるところでありますけれども、県からも大変厳しいガイドラ インが出ました。例えば完全予約制。まあ海の事業で完全予約制なんてものは果たしてでき るかと考えますと、本当に厳しいものです。しかしながら、逗子の成り立ちを考えますと、 逗子の地場産業は海なんですよ。夏に来訪いただく方々のおかげで、まちの経済が回ってい るという、この事実があります。さまざまなところに波及はしております。タクシー会社の 社長に聞いても、一年のピークは夏だと言うわけですから。 一般的には例えば忘年会シーズ ンですとかそういったところにピークはいきそうだと考えますけれども、飲食のお店も夏 がピーク。交通関係の方々も夏がピークということを考えますと、逗子において海水浴場が 設置できないということは、経済的には計り知れないダメージにつながるということは十 分想像されます。しかしながら考えました。逗子の場合は、海岸の海水浴場エリアと道路一 本隔てたところが住居になっています。そして、駅からの道も狭い道を通って海まで行く。 こういった状況を考えますと、やはり、住民の方々の不安というものは、もし開設した場合 には計り知れない不安がそこについてくると考えました。問題は、そうはいっても夏になれ ば人は来る。先日の土曜日5月30日も、密になるほどの人出ではありませんで、皆さん本 当にソーシャルディスタンス、10 メートルくらい間隔を取って座っておりましたので、そ ういう密集状態ではないことはわかりますけれども、ゴールデンウィークでは 100 人とか 80 人とか本当に数えられた人影が、もう今はすごい人数になっていました。これからもっ と増えると思います。その増える中でどうやってその安全・安心を担保できるのか。これが 課題だと考えます。昨日、逗子海水浴場の運営に関する検討会を開催させていただきました。 この中でもご意見を頂戴し、今後条例を制定していく必要もあろうかと思いますので、6月 の定例会におきましては、そうしたこともご議論いただいて、この7月以降到来する夏に向 けて、安全・安心なルールを作っていかないと、市民の皆さんも不安は解消されないと考え ているところでございます。加えて、ルールを作ればすべてのことはうまくことが動くのか というとそうではありませんので、市におきましても、警備員ですとか、そういったものは 配置しながら安全を守っていく。プラス、マリン連盟の方々、そして海岸組合とかですね、 大勢の方々、そして地域住民の皆さんの応援をいただきながら、安全な逗子の海をどう維持 していけるのか、大きな課題にこの夏は挑戦することになります。しかしながら、何はとも あれ、ほとんど神奈川県においては海水浴場が閉鎖という状態の中で、この夏を迎えるわけ

ですので、我々もその中で、一致団結して市民の安全・安心を守り抜く覚悟でこの夏を迎え たいと考えております。 私の方からは以上であります。

【企画課長】

それでは質疑をいただきたいと思います。 まずは幹事社からお願いします。

記者) いっぱいあって、前後したらすいません。飲食店のステッカーのことですけども、このガイドラインは何かをもとにして作ったのですか。例えば、厚労省が出している何かとか。

市長)それは、飲食の方、商店会の飲食の方にまとめていただきました。ですので、それがもとになっています。逗子の市街で飲食をやっている商店会長がおりまして、そういう人たちが仲間を集めてさまざまなガイドラインの中から、自分たちでまずはこういう取り組みをしていきましょうとなりました。その中で営業時間を22時までとお願いしましたし、あとは、お客様の利用時間を2時間としました。例えば、飲み放題をやっているケースありますよね。そういったのは大体2時間です。当初考えたのは、1時間半にしたらどうかと、そっちの方がより安全だなと思ったんですが、そうすると通常の料金体系と違うメニューをまた飲食の皆さんが、考えないといけないというのはかえって負担だろうと思いましたので、ここは通常営業の2時間を一つの区切りとさせていただく。これも、受け入れをしていただきました。そういった市と事業者の方々と連携しながらこれを作っていきました。

記者) 例えば専門家が出しているガイドラインとかを参考にしつつということですか。厚労省とかですか。

市長)飲食のガイドラインというものが元々出ていますから、飲食店の方々はよくご覧になっています。そして、県の方もお店でそういう処置をする場合、最大で100万円が事業所に出ます。商店街にも300万円という単位で出ます。今、両方で動いてくれていると思います。ガイドラインは、厚労省の日本フードサービス協会、ここのガイドラインを使っています。

記者) ありがとうございます。このガイドラインに沿って、15 項目くらいありますけど、これが全部ですか。これに取り組む飲食店にはステッカーを貼るということですが、このガイドラインが遵守できているかというのは誰か確認をするのですか。

市長)お願いをするところから始まりますけれども、そこについては所管から。チェックは誰がするということですか。

記者) 守っているかどうか。

市民協働部長)チェックは、各商店会連合会さんにお願いをしてチェックをしていただいて、 ステッカーを配っていただく、そういう形になります。

記者) ありがとうございます。海水浴場の件ですけれども、6月議会で条例制定の必要性について議論いただきたいということだったのですが、これは追加提案でということですか。

市長)はい。

記者) その場合、現行条例である海水浴場におけるマナー条例をこの夏に適用できるように 改正案を出したいと考えているということでいいですか。

市長)はい。あの条例は海水浴場が設置されているということが前提でできておりますので、 海水浴場が設置されていない中で、あの条例が独り歩きするということはないというのが 考えです。機能的にどうするのかというと条例提案ということを考えています。

記者) この夏というと、いつからいつを想定していますか。

市長)はい。例年は6月の最終金曜日に海開き、関東一早いということでやっていますけれども、それはすでにありませんので、概ね7月の第3週になるのかな、17日あたりを一つの目途に考えております。ピークはですね、その翌週に4連休ありますね、オリンピックを予定していましたので、連休があるその4連休からいきなり開始となりますと、ちょっとトラブるだろうなと考えましたので、その1週前に例えばライフセーバーですとかさまざまな形態をしっかりと検証すべきで、1週間前に準備を終える考えであります。7月の17日から開始。

市民協働部長) 先ほどの、追加提案という話をしていましたが、追加というよりも当初の議 案に入れるように今調整をしている状況です。

記者)ここにないですけど。

市民協働部長)ないですけれども、当初で審議をしていただくということで調整をしているというところです。

記者) 追加提案ではなく普通に提案ということですか。

市民協働部長)追加だと、別日を設けて審議という形になるのですが、別日ではなくというところで今、議会と調整しているので、はっきりと言えないところではあります。

記者) ありがとうございます。普通に7月上旬からも人は来る気がするんですれども、何で 第3週なんですか。

市長)これはもう、準備が。

市民協働部長)そうですね、今お話ししたとおりで議会の議決をいただかないといけないと ころがありますので、そこからの準備期間を考えますと、7月の頭からすぐというのはなか なか難しいかなというふうに考えておりまして、諸々の準備をしながらですね、7月の中旬 くらいを目途にと考えています。

記者) 昨日の海水浴場の検討会の取材もさせていただいたんですけれども、市長に改めて伺いたいんですが、海の水上の事故対策と、砂浜の治安の対策をどうやっていくかというのが一番大きな課題だと思いますが、その中でライフセーバーの水上事故対策が非常に大事なのかなと思いましたが、それは配置するという考えですか。

市長)それはですね、各市町の考え方にばらつきがあるように思います。例えば鎌倉は警備員は置くけれどもあとは一切しないというふうに文書では感じます。葉山町もですね、ライフセーバーの人を正式な依頼ではなくて、ボランティアでお願いして警備にあたる、そんなニュアンスのように拝見します。ただ逗子はこれからですけれども、それはしっかり安全が第一だという考えのもとにライフセーバーもお願いをし、警備員も配置する。その他にどういう方法で浜辺のパトロールをしていくかというところが課題というふうに考えております。

記者) それは市の予算で。

市長) そうですね。

記者)昨日の検討会の中で、今回の開設断念に至る理由の一つにもなっている県の厳しいガイドラインについて、いろんな声が聞かれていまして、例えば、ライフセーバーに対してフェイスガード・マスクをつけろとかそんな感じのものがあって、無理に決まっているだろうみたいなそんな言い方ではなかったですけれども、そういう趣旨のお声がありまして、桐ケ

谷市長としては県のガイドラインに対して、どう思っているのかとかどういう見解なのか。

市長)厳しいですよね。本当に厳しい。やはりさっきも申しましたように、逗子は今、感染者数は3名ですけれども、とにかく最後までこれで行きたいという思いで取り組みますので、ライフセーバーの方々が、実際にどこまでどうできるのかというのも含めて打ち合わせをさせていただきたい、準備をしていきたいと考えています。

記者) 非現実的なものを打ち出されて、自治体側に、組合のこともありますけれども、開設 しないようにと暗に言っているんじゃないかというお声も海の家の関係の方からいろんな 地域で聞くところなんですけれども、そのあたりはどうですか。

市長)質問されると困りますね。本当に厳しいガイドラインで。ただ、本当にもし緩んだ場合に、おそらくクラスターのような、収拾付かない事態になるというふうに感じます。本当に一時の数からすると下がってきましたけれども、北九州市のように今いろいろなところでまた第二波のような兆候が出てきていますので、ああいうことを考えると不特定多数の人たちが、追跡もできない状態で大勢逗子市に訪れてくるということは非常に避けたいと思うのが本心です。先日も土曜日に海岸に行きましたけれども、外国人が非常に多い。何割くらいいただろう。

記者) 池子のですか。

市長) いや、そうじゃないです。聞くと、みなとみらいとか横浜とか東京とか。あとは日本人の方ですけれども、埼玉からとかですね。やっぱり来られてるんですよ。だからやっぱり交通の便がいい、駅から浜までの距離も非常に近いということを考えますと、禁止はされているけれど、ちょっと海に暑いし行きたいよねという人たちはどうしても一定量出てくるのだろうなという気はします。

記者) 逗子の経済を支えている一つが海水浴場と言っていましたけれども、今回も今おっしゃったように感染拡大を防ぐというところで断腸の思いということですか。

市長)もう一つは他が全部やめ、一つだけ開設となった場合は、収拾が付かないのではないかと。それはもう単独での開催は考えられませんでした。

記者) 不勉強なのでちょっと教えてください。定例会で海の条例っていうんですかね、市の 海の条例というのがあるんですね。それを改正したいと。具体的に考えているのは今言った ようなライフセーバーと、それから警備員を市のお金で雇うということが一つですよね。そ の他にどのようなことを考えているのでしょうか。

市長)まず設置については、海水浴場を開設すると市がその責任を負うということになります。そこで、ライフセーバーと警備員を配置し、それで安全を図るというものなんですけれども、これは設置しなかったときは適用できない。海に関しては県が今管理をしています。ですから県の管理なんですけれども、夏のある期間だけ市が県の方に届け出を出して海水浴場を設置するとなると、市の管理に変わる。そういう時は飲酒をしてはいけないですとか、浜辺での飲酒を禁止とかバーベキューをしてはいけないですとか、いろいろそういう条例を作りました。これはある一時非常に浜が荒れたときに日本一厳しい海水浴場ということで本当に厳しい条例を作り、実行してきたという経緯があります。ただこれも、海水浴場が開設されなかったならば、この条例というものは全く生きてこないわけです。そのために今回議会の承認を得まして、開設していないけれども条例が発動できるような状態を作り、同じように例えば浜辺での飲酒ですとか、バーベキューですとか、そういったものを禁止していきたいというのが考えです。

記者)浜辺での飲酒とライフセーバーの設置ですか。

市長)あとは入れ墨の露出というのがこの中に入っています。

記者) 浜辺での飲酒、バーベキュー、ライフセーバーを市のお金で配置する、市が雇うので すね。後はどんなことが入っているのですか。

市長)メインはそこです。

市民協働部長)バーベキュー、飲酒、それと音楽ですね。スピーカーなど、拡声装置を使ったもの。

記者) 拡声装置を使った音楽。

市民協働部長)そういった音楽をかける、入れ墨の露出と飲酒。このあたりを毎年「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」という条例で規制するのです。それが海水浴場を開設しないことによって、その辺の規制ができないということなのでそれの代替ということになります。

記者) 今回新たにコロナのためにやる条例改正の部分、例えばいま言ったようにライフセーバーとか警備員の巡回、それから密になると困るから注意するとか何か条例にそういうも

のは含まれないのですか。

市民協働部長) それも含めます。密にならないような形で、感染拡大するような状態をつくることは好ましくないので、そのようなものについてもルールには盛り込むことを考えています。

記者) 具体的には。何メートル距離を取るとか。

市民協働部長)細かいところまではケアしていませんが、具体的に例えば文章で言えば、密集かつ新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れのある状態をつくること、こういうものはしてはならない、というものをプラスして入れています。

記者)そういうのが入って、そのために警備員が注意するというのは無いのですか。

市民協働部長) そうです。 警備員が注意するというか注意喚起をしていくと考えています。

記者) 警備員が。

市民協働部長) 警備員がです。

記者) 飲食店のステッカーなんですけど、ガイドラインを市内の 370 店に送付したとありますが、これは全店と考えて良いのですか。

市長) 全店です。

記者)これでカバーできている。もっといっぱいある気がするんですが。

市長)全店です。保健所からのデータでそこに出させていただきましたので、基本はカバーできていると思います。

記者) じゃあ370店全部にステッカーを配布すると。

市長)はい。ただその中でやるよというお店と、そんなの関係ないよとおっしゃる方もいるかもしれません。ただそれが外から見て見分けがつくといいと思います。一番最初に考えたのは、例えば行ったら空いていたが、始まったらどかどか入ってきて密の状態になっていたと。これは何か嫌じゃないですか。

記者)途中で出るのは嫌ですね。

市長)ですから入る前に配慮したお店だということが分かる、分からないということが非常に大きな要素だなと。逗子のこのまちの規模であるならば、ある程度それは浸透できるだろうと考えました。商店会からいろいろとお願いしていくという考えなんですね。市役所から一店一店歩いてどうですかということよりも、商店会単位でカバーしていっていただきたい。

記者) 個人でやっている小さいお店とか、商店会に入っていないようなところはどうするんですか。

市長)商店会長というのは、この店は商店会員だ、ここ入っていないというのがわかった上で、これは商店会の会費くださいと行くわけではないので、一緒にやってくださいねと情報をお渡しします。

記者) 会員じゃなくても行くということですか。

市長) そうです。

記者)送付先は保健所の情報だから商店会に入っていないところも全部ということですね。

市長) そうです。

記者) 了解です。ありがとうございました。

記者) ステッカーについて、発送はいつ付けですか。

市民協働部長)ステッカーは今作成していて、今週中には出来上がって、各商店会から皆さんに配るというような状況になっています。

記者) 先ほどの質疑から言いますと、チェーン店なども対象ですか。

市長) そうですね。ただ、採用いただけるかはわかりません。お願いには行きます。

記者) 逗子らしいのでチェーン店にも飾ってあったら良いんじゃないかと。

市長)良いですね。

記者) あと一点、海水浴のところで、改めてなんですけど、ごみとかそのあたりはどうですか。

市長) これは避けては通れない業務だと思います。できるだけ持ち帰りを呼びかけることには変わりありませんけれども、とはいえごみは出てきますので、これはもう避けては通れない。

記者) 昨日の検討会でもありましたけど、管理自体は県であるはずなのに市がちゃんとしなければならないことについては、どうお思いですか。

市長)本来は県の方が、こういうケースで分かりましたと言ってくれることが第一ですけれども、やはりこの限られた時間の中でそこまで県の判断が出ない、出ないから何もできないという無法地帯には、これはどうしても市としてはできないという判断です。ですので、最終的に県の判断があって、こういう費用を負担しますよと言っていただけるならば、それに越したことはないと思います。昨日も県の担当の方々が来られていましたし、状況は良くお分かりだと思います。毎年こういうケースがあるわけじゃなくて、まったく初めてですからね。だからそれは今すぐ県の方にさまざまな対策、これを含めて即刻判断しろというのは、これはやはりちょっと酷な部分があるんじゃないかと。これは市が例えば立て替え払いをしておいて、後に補てんしますというのであれば、それはそれで良いわけですし、出る出ないということだからやらないというわけにはいかないと考えています。

記者) 昨日県に伺ったところ、じゃあ何をやってくれるのかというと、来ないように看板を つくるだけだと言っていたので、それだけかと。他に市長として求めていきたいものはあり ますか。

市長)これは、本市だけの問題ではなくて、おそらく各市町の対応に先ほど申しましたように温度差がありますね。そうすると結果はまた出てくると思います。非常にごみが散乱し荒れた状態の海水浴場と、安定している海水浴場と。そこが最終の結果だと思いますので、我々としては市民の方々が、危険を感じずにこの夏が過ごせたというふうになっていただければそれが一番だと思います。

記者) 例えば他の茅ヶ崎ですとか藤沢と違って逗子って横浜ナンバーのエリアなので、横浜から来る方が一見わかりにくいところがあって、逆にこのあたりの人も安心感があってい

じめられないとかで来てしまうというのもあるかと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

市長)確かに市外とはならないので。更衣する場所がない中で、海に入る人たちがそれでも出てくると思うんですよ。そうすると、トイレが大変だと思う。トイレが着替え場所に変わったり、砂が排水溝に詰まって流れないですとか、その辺は担当所管が本当に知恵を出してくれていますけれども、これはすぐに想像できるところですよね。今年初めての経験ですので何とも分かりませんけれども、とにかく想定できることは想定して、どうやって先手を打っていけるか、先を行くしかないですね。僕は何事もそうですけれども後手は絶対だめだと言っているんですよ。後手に回るとすべてが言い訳に変わってくる。打つ手が全部2重に倍の労力で準備しなければいけなくなる。どれだけ事が起こるか想定したうえで、ただやりすぎはできませんので、市の財源を使ってあれもこれもというわけにはいきませんけれども、ただ想定しておくならば、ここまで来たら次はこの手を打つと決めて、準備に入っていかないといけないというふうには考えています。逆に初めてのことだからやってみるしかないですよね。

記者) ありがとうございます。

記者) 市長が先ほどおっしゃいました海水浴のことで、海は外国人の方が結構いらっしゃるということで、今回このようなメッセージを発信されて、外国の方に向けて何か発信されたりとか、広く周知される方法というのは考えていらっしゃいますでしょうか。特に、個人的な意見なんですけれども、やはり海水浴場は開かない、来訪は控えていただきたい、それでも禁止はできないというのが、ちょっとわかりにくいかなと思うところがあって。個人的なお考えがあれば。

市長)本当は黒岩知事のように湘南の海に来ないでくださいと言いたいですよね。言って、流したいですけれども、ゴールデンウィークは本当にあれが大変に効果が出まして、びっくりするぐらい車の量そして海への来訪者が減りました。ただ自粛疲れとかコロナに対して長期になっていった場合、どこまで維持できていくのか。これもまた別の局面だと思うんですね。4月に発令されて、5月という連休でしたけれども、6、7月と過ぎていったらもう宣言から3か月も4か月も経っていると、人間やはりこの間にさまざまな心境の変化が起こると思います。ですので、非常に難しいですけれども、そこは日本人の心に訴えて、頼みますよと、言っていくしか方法はないですね。強制は全くできないですので、やってみて効果があるのかはまたその時に答えが出てくると思います。

記者) 例えば日本在住の海外の外国人の方に伝わりますでしょうか。

市長)まず一つは、神奈川県中が海水浴場を設置せずというのは、何らかの格好で伝わっていくはずですし、どこまでそれがどのように伝達できるのかというのは、方法としてこれをやれば大丈夫ですとかね、ということではないので、非常に歯がゆいところではあります。けれども、彼らも分かったうえで来ているんですよね。ですので、同じことをずっと言い続けていくしか方法はないのではないかと。僕の想像ですよ。けれども、あの人たちもどの海に行くかというのは選んで行っているんだと思います。例えば、駅からの距離もありますけれども、浜が、どこが危なくないかというのもおそらく彼らの情報の中で知っているんだと思いますよ。だからある人に言わせると、逗子に来ている外国人は、非常に品のいい人が多いという話をする方もいますよ。分からないですけど。

記者)補正予算の中で、池子小学校区で登下校時交通整理員の配置というのがあるんですけれども、市民の要望があったということですか。

市長)学校のPTA関係の方の要望もありました。今あそこは迂回路になっていまして、片側通行になっています。そうしますと、一方向、東逗子から池子駐在所の方に向かう道が、学校の正門の近くを迂回する形になっています。そこは信号も何もないので、その交差点に一人配置をするということで、安全を図ります。

記者)前市長のときに一回交通整理員の休止があって、桐ケ谷さんになってから復活してという流れがあると思うんですけれども。

市長) これは緊急で池子のがけの崩落があって、今片側通行になっていますから、その間の う回路についての安全確保です。

記者) そういうことなんですね。緊急措置的なもので、ずっと置かれるというわけではなく あそこの工事が終わるまでですか。

市長) そうです。

記者)わかりました。

市長) あそこの復旧工事が終われば、相互通行に変わりますので、そうすれば従来の通学路 でやっていきますから、工事期間中ということであります。

記者) 本格的な復旧工事は結局いつからやるんですか。

市長)まだですね。これから、設計をやって。設計は終わりましたか。

環境都市部担当部長)設計が5月末で終わりましたので、これから内容精査をしたうえで管理組合さんと交渉などが出てきます。それがまとまった段階で、あとは予算措置など行う必要がありますので、なるべく速やかにとは思っておりますが、今の時点ではいつぐらいという目途はまだ申し上げられる状況にはないというところです。

記者)管理組合との費用負担の交渉は終わったらやるということですか。

環境都市部担当部長) そうですね。当然市の方も予算措置というのが出てきますので、議会 の方にも議案としてお出しするということになろうかと思いますので、その辺も見ながら ということです。

記者)わかりました。ありがとうございます。

記者) 今回のコロナの件で、例えば市内の事業者さんの倒産ですとか失業ですとか、生活保 護申請が増えたとか、そういった変化というのはございますか。

市長) 倒産は正確にはまだ把握しておりません。出たとは聞いておりませんけれども、苦しいというのは皆さんがおっしゃっています。それで生活困窮者もですね、これまで大変な数が、申請が上がってきております。この2か月で今235かな。235上がっていまして、225件相談が上がっていまして、そのうち154件は給付を決定しているというふうに聞いております。やはり、一次貸付、それから住居確保の申請、そして生活保護というところの申請が上がってきております。今日の新聞に全国の申請の増加が出ておりましたけれども、同様だなというふうに思います。

福祉部長)生活困窮者のほうですね、今市長が言われたように申請されておりますが、生活 保護の方についてはまだそれほど申請が来ているという段階ではないというところです。

記者) GIGA スクール構想の話なんですけれども、この6月中に入札、7月に契約となった場合に、子どもたちが使えるようになるのはいつぐらいになるのでしょうか。

教育部長)工事は当初夏休みの工事を想定していましたが、新型コロナの関係で、夏休みを 短縮して授業を行う関係で、工期は土曜日・日曜日や子どもたちのいない日を選んでという ことになりますので、ちょっと当初の想定より延びます。したがって、そのあと、今回の補 正でタブレット端末の整備費を計上しますので、今年度内にはタブレットを使って無線 LAN を使っての授業を開始したいというふうに考えておりますけれども、まだ具体にいつから というのは今申し上げられる状況ではありません。

記者) 全国の市町村から集中するという話でしたけれども、そういう状況というのはお耳に 入っていらっしゃいますか。

市長)国が前倒しで3か年計画を今年度中にという方針になりましたので、どこもそれが一斉にくると思うんですね。ですので、お金は出たにしても実際に物が間に合うのか、今生産が大変な状態になっていますからそういう問題と、もう一つは今言ったように、通信関係の整備という問題は現場の問題ですので、機材はきましたけどうまく使えませんとなってしまわないよう、この整備を急がないと、せっかく調達できたにしても機能しないというので、整備を急ぐという準備に入りました。

記者) 藤沢の話を聞くと泳ぐ人とジェットスキーとかサーフィンとか市の条例で時間と場所を分けているという話でしたけれども、逗子市さんの場合も条例で分けているのでしょうか。 それも含めて条例改正になるのでしょうか。

市長) 遊泳区域をどのように区切るのかというところは考えております。

市民協働部長)区域の方は海水浴場を開設すると遊泳区域というものを作りますが、今回は遊泳区域という区域は作れないので、今県と協議しているのは、セーフゾーンとか安全に遊泳者が泳げるような安全なエリアを、海水浴場のエリアほど大きくないですけれども設置をして、そこの占用をいただいて、そこをライフセーバーに見ていただくというような感じで考えているという状況です。

記者) それは条例でですか。

市民協働部長) そこは条例というわけではないんですね。条例ではそこまで規定はしません。 そこは占用許可といって海岸法の中で占用許可をいただいて市が管理をしていくというようなことを今県と協議しているとそういう状況です。

記者)占用許可を県からいただいてということですか。

市民協働部長)まだそういう形になるかどうかはわかりませんが、そういう形で県と協議をしていくということですか。

記者) 県と協議していると。そこにはマリンスポーツは入ってこられないようにするということですか。

市民協働部長)入ってこられないようにします。

市長) 逗子はウインドサーフィンとか SUP とかですね、そういうマリンスポーツが非常に盛んな地域ですから、フィンで足を接触し切っちゃったとか、なってはいけないと考えております。 そこはできるだけ分けたいという考えです。

記者)わかりました。

(企画課長)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上で本日の記者会見を終了いたします。 どうもありがとうございました。

市長) どうもありがとうございました。